

板橋区景観計画の変更について

区は、“ひと、もの、まち”がバランスよく調和した景観づくりの実現に向けて、平成23年3月に景観法（平成16年法律第110号）に基づく景観行政団体となり、同年8月に「板橋区景観計画（以下、「景観計画」）」を策定してその運用を開始し、都市景観の各種取組を展開している。

このたび、景観計画に位置付けている「景観形成重点地区候補地区（以下、「候補地区」）」及び「景観重要公共施設」の追加指定の検討を重ね、各関係者協議及び所定の手続きが整ったことから、景観計画を変更するものである。

1 「景観計画」について

景観法第8条第1項に基づく景観計画は、区の景観形成の基本的な方向性と同法に基づく諸制度を活用した施策を示す、区の景観形成に関する総合的な計画である。

2 「景観形成重点地区」の概要及び変遷

（1）一般地域

景観計画においては、「一般地域」と「景観形成重点地区（以下、「重点地区」）」に分けて運用を行っている。一般地域は、重点地区を除く区全域を対象とし、景観形成の基本方針（景観計画 第3章）に基づく良好な景観の形成を図るため、一定規模以上（建築物の高さ 20m以上、または延床面積 2,000 m²以上、または敷地面積 1,000 m²以上など）を届出対象としている。



一般地域と重点地区

（2）重点地区

重点地区は、区内でも特に良好な景観の形成を図る必要があると認められる区域

を指定している。区全域を対象とする景観形成の基本方針に加え、地区特性を活かした独自の景観形成を定め、建築物等の規模に関係なく、地区にふさわしい届出対象行為や景観形成基準による規制・誘導を図っている。

現在5地区の重点地区を指定しており、景観計画策定と同時に指定した「板橋崖線軸地区」、「石神井川軸地区」以外の3地区は、景観計画策定後、地域のまちづくりの機運を醸成しながら指定してきた。

・板橋崖線軸地区	平成23年8月	景観計画策定と同時に指定
・石神井川軸地区		同上
・加賀一・二丁目地区	平成26年1月	景観計画変更（重点地区の追加指定）
・常盤台一丁目・二丁目地区	平成26年8月	同上
・板橋宿不動通り地区	令和4年4月	同上

3 候補地区について

(1) 候補地区の追加指定について（今回変更部分）

重点地区については、今後も追加指定を継続し地区の特性を活かした良好な景観の形成を図るため、景観審議会及び同部会において検討を重ね、令和4年度から追加指定に向けた取り組みを行っている「赤塚四・五丁目地区」に追加して、下表の4地区を指定する。

景観形成重点地区 候補地区	道路、河川、公園 などの板橋区の軸 となる都市施設を 含んでいる地域	今後、板橋区 の顔となりう る地域	地域のまち づくり機運 の高い地域	備考	その他
赤塚四・五丁目 地区	○（赤塚公園）	○（崖線）		赤塚地区のまち づくり	重点地区 指定手続中
（仮称） 高島平周辺地区	○（赤塚公園、け やき通り、プロム ナード）	○（高島平）	○	高島平地域グランドデ ザイン、高島平地域 都市再生実施計画、 高島平地域交流核形 成まちづくりプラン	
（仮称） 旧中山道地区	○（旧中山道）	○（板橋宿）	○		今回 追加指定
（仮称） 城北中央公園周辺 地区と石神井川軸 地区	○（城北中央公園、 石神井川）				
（仮称） 板橋崖線軸東地区		○（崖線）			

※追加指定に向けた取り組みは、検討開始時点の地域の状況に応じて進めるものとする。

(2) 候補地区の追加指定の経過

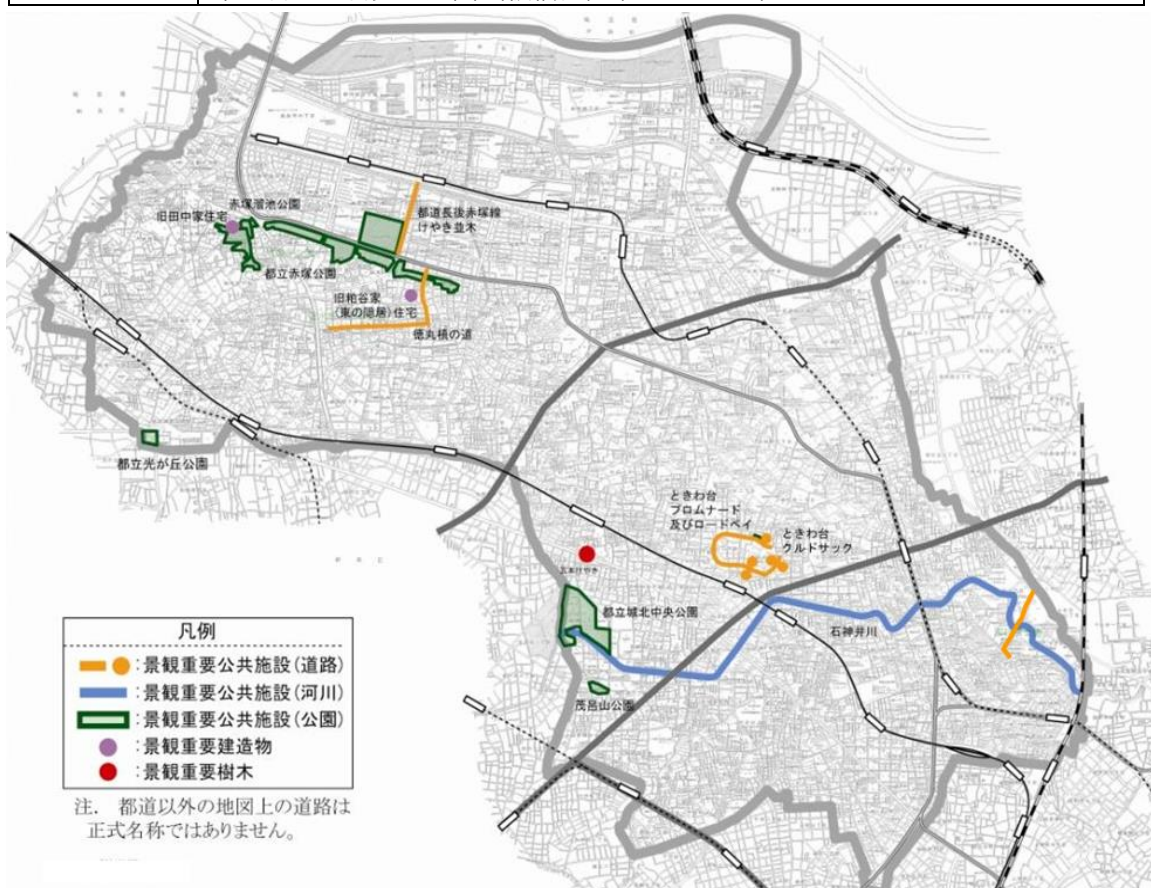
- ・令和5年6月 景観審議会部会にて、4地区を選定
- ・令和5年8月 第19回景観審議会にて、4地区の選定承認
- ・令和6年8月 景観審議会部会にて、景観計画(変更案)の検討
- ・令和6年10月 第21回景観審議会にて、同変更案の承認
- ・令和8年1月 東京都及び板橋区都市計画審議会へ同変更案に関する意見聴取（ともに意見なし）

4 景観重要公共施設について

(1) 景観重要公共施設（景観計画に位置づける景観資源）

区では、地域の景観形成を進めるうえで重要な要素となり、まちの魅力を高める核となる公共施設を、景観法第8条第2項第4号ロに基づく「景観重要公共施設」として定めている。

区分	施設名
道路	都道長後赤塚線（東京都）（けやき並木）
	特別区道第236-2号、ほか（板橋区）（クルドサック）
	特別区道第232-2号（板橋区）（プロムナード）
	特別区道第2342号、ほか（板橋区）（徳丸槇の道）
	特別区道第2095号（板橋区）（けやき通り）
河川	石神井川（東京都）
公園	赤塚公園（東京都）
	城北中央公園（東京都）
	光が丘公園（東京都）
	赤塚溜池公園（板橋区）
	茂呂山公園（板橋区）
	常盤台一丁目児童遊園（板橋区）（ロードベイ）



(2) 景観重要公共施設の制度の活用について

景観計画の指定方針より、景観計画区域内の道路、河川、公園等、地域の景観形成を進めるうえで重要な要素となる公共施設は、その周辺の土地利用と調和した整備や管理を行うことで、効果的に良好な景観を形成することが可能となる。そのため、今後も景観法に定める景観重要公共施設の制度を積極的に活用し、区の景観形成を先導的に進める公共施設として、景観特性に配慮した整備が誘導できる。

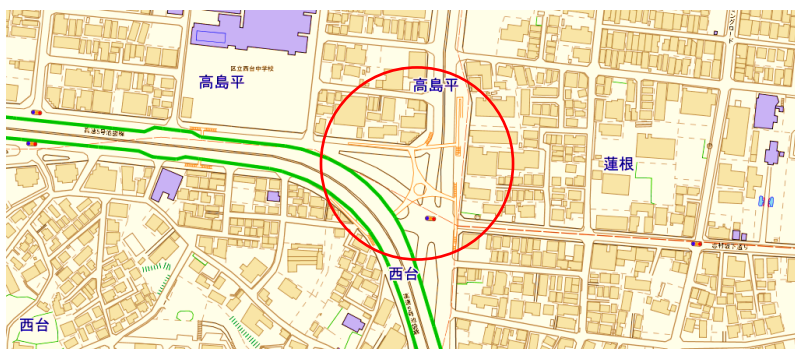
（３）景観重要公共施設の追加指定について（今回変更部分）

高島平一丁目の「蓮根歩道橋（都道）」については、地域のシンボリックな存在として区民に広く親しまれている公共施設として、景観審議会及び同部会において検討を重ね、新たに追加する景観重要公共施設として選定した。については、指定要件となる公共施設管理者（東京都）との協議で同意を得られたことから、景観重要公共施設として追加指定する。

【蓮根歩道橋の概要】

建造年	1977年(昭和52年)
所在地	高島平一丁目1番
所有者(管理者)	東京都
デザイナー	大野 美代子氏
主な受賞歴	1977年田中賞(公益社団法人土木学会)
選定理由	特徴的なデザインであり、過去に表彰されたことがある物件のため。また、第2回景観賞の公募時に、区民から表彰物件の推薦もあり、地域のシンボリックな存在として、区民に広く親しまれているものといえるため。

位置図



航空写真、現況写真



（４）景観重要公共施設の追加指定の経過

- ・ 令和6年8月 景観審議会部会にて、指定候補を選定
- ・ 令和7年3月 公共施設管理者(東京都)から同意を取得
- ・ 令和7年3月 第22回景観審議会にて、景観計画(変更案)の承認
- ・ 令和8年1月 東京都及び板橋区都市計画審議会へ同変更案に関する意見聴取(ともに意見なし)

5 今後のスケジュール

- ・ 令和8年8月 景観審議会へ諮問(今回)
- 景観計画の変更の決定(予定)